

平成29年度

都内中小企業 IoT・AI・ロボット活用実態調査及び
IoT・AI 導入活用事例ヒアリング調査 業務委託仕様書

公益財団法人 東京都中小企業振興公社
総合支援部 総合支援課

1 件名

都内中小企業 IoT・AI・ロボット活用実態調査及び IoT・AI 導入活用事例ヒアリング調査

2 目的

都内中小企業の IoT・AI・ロボット活用実態（取り組み状況・課題）を把握するとともに、公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下、「公社」という。）が実施している IoT 経営支援事業の認知度向上を図る。更に、「IoT・AI に関連する製品・サービス」や「IoT・AI 導入活用事例」を収集し、情報提供することで活用を促し、都内中小企業の生産性を向上させ、効率的な経営に結びつける。

3 契約期間

契約締結の日から平成30年3月30日まで

4 応募要件

委託業務を効果的かつ効率的に実施することができるものであり、適切に遂行するに足る能力を有し、以下の要件を全て満たしていること。

- (1) 東京都における平成29・30年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で「委託種目190 その他の業務委託等」で登録があり「C」以上に格付けされているものであること。
- (2) 本委託業務に対して十分なノウハウを有し、それらを当公社または官公庁等に対して提供した実績を有しているものであること。
- (3) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと。
- (4) 東京都暴力団排除条例（平成23年3月18日東京都条例第54号）に定める暴力団関係者または東京都契約関係暴力団等対策措置要綱第5条第1項に基づき排除措置期間中の者として公表した者（ただし、排除措置期間中に限る）でないこと。

5 業務概要

受託者が実施する業務概要は以下のとおり。

- (1) IoT・AI・ロボット活用実態調査（調査対象数：10,000社）
 - ①設問内容の設計及び調査票の作成
 - ②サンプルの確保及び抽出
 - ③調査の実施
 - ④集計・分析
 - ⑤結果報告書の作成及び製本
 - ⑥成果物の納品

(2) IoT・AI 導入活用事例ヒアリング調査 (23社)

- ①設問内容の設計及びヒアリングシートの作成
- ②サンプルの確保及び抽出
- ③調査の実施
- ④ヒアリングシートの校正
- ⑤結果報告書の作成及び製本
- ⑥収集した事例等を掲載する WEB サイトの構築
- ⑦新聞広告への掲載
- ⑧成果物の納品

6 業務詳細

受託者が実施する業務の詳細は以下のとおり。

(1) IoT・AI・ロボット活用実態調査 (調査対象数10,000社)

①設問内容の設計及び調査票の作成

・設問内容の設計については、公社と受託者間で十分な打合せを行う。(2時間×2日間程度、開催場所は東京都産業労働局秋葉原庁舎とする。) 打合せの詳細な日時については別途協議で定める。

なお、設問数は20問程度とし、受託者は下記の設問内容の例示を踏まえ、調査趣旨に有効な設問を提案し、公社の承諾をもって設問内容を確定するものとする。

・本調査は電子メールを用いた WEB 調査として実施するため、確定した設問をもとに、受託者はアンケートを実施するにあたり必要な WEB 画面を作成し、公社の確認を得ること。

設問内容の例示

1 企業情報 業種、業務内容、資本金、従業員数、売上高等
2 IoT・AI・ロボット活用状況
① IoT・AI・ロボットの認知度・関心率・利用意欲
② IoT・AI・ロボットの取り組み状況
③ IoT・AI・ロボットを取り組む上での課題認識
3 IoT・AI・ロボットを取り組む上で必要な公的支援 セミナー、相談窓口、専門家派遣、コスト算出、導入費用、導入事例紹介等

②サンプルの確保及び抽出

受託者にて、下記全ての要件を満たすサンプルを確保、対象企業を抽出し、公社の確認を経て決定することとする。

(対象要件)

- ・ 下表で定義する中小企業に該当すること。
- ・ 主たる事業所の所在地が、島嶼地域を除く東京都内に有ること。
- ・ 主要株主が外国人でないこと。
- ・ みなし大企業ではないこと。
- ・ 下表の中小企業の定義及び東京都産業大分類別企業等の構成比に基づき、抽出対象企業10,000件に比例分布させて調査を行うこと。

中小企業の定義

業種名称	中小企業定義
① 製造業、建設業、運輸業その他の業種(②～④を除く)	資本金3億円以下または従業員数300名以下
② 卸売業	資本金1億円以下または従業員数100名以下
③ サービス業	資本金5,000万円以下または従業員数100人以下
④ 小売業	資本金5,000万円以下または従業員数50人以下

東京都産業大分類別企業等の構成比

産業大分類内訳名称	構成比率
建設業	7.8
製造業	9.3
情報通信業	4
運輸業、郵便業	2.1
卸、小売業	20.5
不動産業、物品賃貸業	10.8
学術研究、専門・技術サービス業	8.2
宿泊業、飲食サービス業	12.8
生活関連サービス業、娯楽業	7.5
教育、学習支援業	2.6
医療、福祉	7.6
サービス業(他に分類されないもの)	5.7
その他の産業	1.2

③調査方法

調査対象企業10,000社に対し、100社程度の回答を見込んでいる。
受託者は、見込み回答数を達成させるために、電子メールにて複数回調査依頼を行
等、工夫すること。

④集計・分析

回答結果のクロス集計・分析内容については、公社と受託者間で十分な打合せを行う。（2時間×2日間程度、開催場所は東京都産業労働局秋葉原庁舎とする。）打合せの詳細な日時については別途協議で定める。

打合せの内容を踏まえ、次の集計分析を行うこと。

- ア 単 純 集 計：設問ごとの単純集計を行うこと。
- イ 回答者属性のクロス集計：設問ごとに回答者の属性クロス集計を行うこと。
- ウ 設問間のクロス集計：設問同士のクロス集計を行うこと。
- エ 自 由 回 答 の 集 計：自由回答については回答を一定の基準でカテゴリ分析し、集計すること。
- オ 全 体 的 傾 向：設問ごとに回答結果の全体傾向を分析すること。
- カ 属 性 別 傾 向 の 分 析：属性別の調査結果を比較し、その特徴についての分析を行うこと。

⑤結果報告書の作成及び製本の作成

集計・分析結果についてまとめ、次の内容を記載した報告書を作成し、製本すること。なお、製本に関しては、IoT・AI導入活用事例ヒアリング調査と合わせて1冊で作成すること。

- ア 調 査 概 要：調査目的、調査手法、調査期間、対象者、サンプル構成
- イ 調 査 結 果：質問内容
報告書の結果概要（A4両面1枚程度）
単純集計表及び単純集計グラフ
属性別クロス集計表
設問間クロス集計表
自由回答のクロス集計表
調査結果内容を踏まえた施策の企画提案
- ウ 調 査 票：送付した調査票原本
- エ ペ ー ジ 数：A4両面で概ね30ページ（自由回答含む）

(2) IoT・AI導入活用事例ヒアリング調査（23社）

①設問内容の設計及びヒアリングシートの作成

設問内容の設計については、公社と受託者間で十分な打合せを行う。（2時間×2日間程度、開催場所は東京都産業労働局秋葉原庁舎とする。）打合せの詳細な日時については別途協議で定める。

なお、各調査の設問数は10問程度とし、受託者は下記の設問内容の例示を踏まえ、調査趣旨に有効な設問を提案し、公社の承諾をもって設問内容を決定し、ヒアリングシートを作成するものとする。

設問内容の例示

<p>○IoT・AI 関連製品・サービスツール提供企業の事例（15社）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業情報 業種、業務内容、資本金、従業員数、売上高、公的支援履歴等 ・自社製品・サービスについて ア 自社製品・サービスのPRコメント イ 導入実績 ウ 導入提案（どの業種、業務に適しており、導入実績等から導入費用、効果を数値化して掲載。） <p>○IoT・AI 導入企業事例（8社）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業情報 業種、業務内容、資本金、従業員数、売上高、付加価値額、公的支援履歴等 ・IoT・AI を導入・検討したきっかけ（経営課題） ・IoT・AI を導入するまでの取り組み ・IoT・AI 導入費用、導入効果（定量的） ・IoT・AI 導入後について（副産物、今後の展開）

②サンプルの確保及び抽出

受託者は、下記全ての要件を満たすサンプルを確保、抽出すること。また、サンプルの一部は公社より支給し、公社と受託者が協議の上、対象企業を決定することとする。

○IoT・AI 関連製品・サービスを提供企業の事例（15社）

- ・ 下表で定義する中小企業に該当すること。
- ・ 主たる事業所の所在地が、島嶼地域を除く東京都内に有ること。
- ・ 主要株主が外国人でないこと。
- ・ みなし大企業ではないこと。

業種名称	中小企業定義
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④を除く）	資本金3億円以下または従業員数300名以下
②卸売業	資本金1億円以下または従業員数100名以下
③サービス業	資本金5,000万円以下または従業員数100人以下
④小売業	資本金5,000万円以下または従業員数50人以下

○IoT・AI 導入企業事例の対象要件（8社）

上記対象要件を満たす都内中小企業が望ましいが、定数に満たない場合は、以下に該当する企業を対象とすることができる。ただし対象の決定は、公社と受託者が協議の上、決定することとする。

- ・ 経済・産業新聞等にて IoT・AI の導入実績として取材実績のある中小企業
- ・ 受託者が独自に調査・取材した IoT・AI の導入実績がある中小企業
- ・ IoT・AI 関連製品・サービスを提供する企業がもつ導入企業
- ・ 会社の IoT 経営相談窓口担当の IoT 専門家が関った導入企業

③調査の実施

受託者は、調査対象企業に対し、作成したヒアリングシートを事前に送付し、回答内容にもとづき、直接取材に行くこととする。また、掲載する写真素材は必要に応じて受託者が撮影を行うこと。

なお、同調査の取材に係る一切の費用は、受託者が全て負担するものとする。

④ヒアリングシートの校正

受託者は、ヒアリングシートの校正を行うこと。

⑤結果報告書の作成及び製本

受託者は次の内容を記載し報告書を作成すること。なお、製本に掲載する事例は、4社程度とし、公社と受託者で、協議した上で掲載事例を決定することとする。

ア 調査概要 : 調査目的、調査手法、調査期間、対象者

イ 調査結果 : 質問内容

結果報告書の概要 (A4両面1枚程度)

各社のヒアリングシート (1社あたりA4、2枚程度)

⑥収集した事例等を掲載する WEB サイトの新規構築

受託者は、IoT・AI 導入活用事例ヒアリング調査等に基づき、今後、IoT・AI 等の導入による生産性向上を考える中小企業の経営者等が、会社の IoT・AI 等の導入支援施策について利用検討できるように意識した、導入支援策やこれらの事例等を紹介する WEB サイトを新規構築すること。

○WEBサイトの概要

ア サイトのディレクトリ

当会社では、以下の URL で当会社全体の WEB サイトを運営している。今回構築するサイトは、そのサイト内に新たなサブディレクトリを設けたうえで、その中にサイトを構築するものとする。

【当会社の WEB サイト】

<http://www.tokyo-kosha.or.jp/>

【新設予定のディレクトリ】

<http://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/iot/>

今回制作するサイトのトップページは、

<http://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shien/iot/index.html>

とする見込みである。

イ CMS及びFTPツールについて

当会社では、CMSとしてWEBSpiralを導入している。本CMSでは、主に当会社WEBサイトで公開するコンテンツのソースのアップロード及び世代管理等実施している。

下記に記載する納品物は、当会社にて、WEBSpiralを用いて本番環境にアップロードを行うことを想定する。

ウ 構築するコンテンツについて

- ・製作するコンテンツのページ数は、50ページとする。
- ・現時点のディレクトリ構成案は下図のとおりとする。
- ・括弧内の数字は、50ページの内訳である。

トップページ[1]

└─ はじめての方[1]

└─ サービス紹介[4]

├─ IoT 経営相談窓口

├─ IoT 専門家派遣

└─ IoT セミナー

└─ IoT 関連製品・サービス紹介[21] ※20 事例紹介

└─ IoT 導入事例紹介[11] ※10 事例紹介

└─ 助成金情報[1]

└─ その他の公社事業のご紹介[1]

└─ FAQ[1]

└─ アクセス[1]

└─ リンク集[1]

└─ お知らせ一覧[1]

・各コンテンツのイメージは以下のとおりであるが、受託者は、本WEBサイトの趣旨に有効な企画構成・デザインを公社へ提案すること。

①トップページ

<http://shoukei.smri.go.jp/>

②はじめての方

<http://www.tokyo-kosha.or.jp/station/beginner.html>

③サービス紹介

<http://shoukei.smri.go.jp/about/support.html>

④事例（案）



⑤助成金情報

<http://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/ichiran/mokuteki/kaihatsu.html>

⑥その他公社事業のご紹介

<http://www.tokyo-kosha.or.jp/station/otherservices/>

⑦FAQ

<http://www.tokyo-kosha.or.jp/station/faq/>

エ 構築作業の内容

受託者は、以下の A)～D)に掲げる作業を実施するものとする。ただし、本仕様書に記載のない事項であっても、本業務を完了させるために当然必要となる事項は受託者の責任で実施するものとする。

- A) 当会社の担当者との打ち合わせを行ったうえで、画面設計並びにサイトディレクトリ及びページ構成を作成すること。
- B) ページの基本デザインを作成すること。
- C) スマートフォンや携帯端末を意識したレスポンシブルデザインとすること。
- D) テンプレートを整理し、HTML 及び CSS 定義を行うこと。
- E) 行った定義に基づき、テンプレートのコーディングを行うこと。
- F) 下層ページを制作すること。制作において、下層ページのデザイン及び画像処理作業を行うこと。また、下層ページの HTML コーディング作業を行うこと。

オ その他の事項

・ 準拠が望ましい事項

本仕様書に明記されていない事項のうち、東京都が定める「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準」に記載のある事項については、そのために準拠することが望ましい。ただし、そのために依りがたい場合は、当公社と協議の上、対応方法を決定するものとする。

【東京都公式ホームページ作成に関する統一基準】

https://www.tcvb.or.jp/jp/agreement/h29/documents/170925_74_shiyobesshi5.pdf

・ その他受託者が準拠すべき事項

本仕様書に明記されていない事項のうち、東京都が定める別紙1「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」に記載のある事項については、そのために従うこと。

常に、最新のウイルス定義ファイルにより更新されたウイルス対策ソフトを用い、ウイルス対策を必ず実施すること。

⑦新聞広告掲載

受託者は、本調査で収集したIoT・AI導入事例、公社が提供する中小企業のIoT化支援事業等に係る、情報、資料、指示に基づき広告原稿を作成し、全15段・2回の広告を掲載すること。なお、掲載する広告の構成は以下図のとおりで、デザインに関しては、事前に公社へ3パターン程案を提出し、公社の承諾を持って決定することとする。

広告掲載する新聞媒体は、平成29年現在、公称発行部数40万部以上で、製造業全般の経営者およびその関係者を対象とする読者を持つ媒体とする。掲載時期は、広告掲載媒体社、公社と協議の上決定する（平成30年3月頃の掲載を想定）。

広告掲載の構成案

リード文	
事例1	事例2
公社IoT支援事業に係る情報等	

伊豆 東京都中小企業振興公社
Izu Tokyo Small Business Revitalization Corporation

6 成果物の納品

受託者は、次に示す成果物を納品すること。また、次に記載のないものであっても、業務の目的に照らして、当然に必要なものは納品すること。

納品方法については、公社と協議のうえ決定することとする。

- ア 調査結果のローデータ（Microsoft Office Excel2010 形式）
- イ 単純集計表及び属性別クロス集計表（Microsoft Office Excel2010 形式）
- ウ 自由回答の集計データ（Microsoft Office Excel2010 形式）
- エ 報告書（Microsoft Office PowerPoint2010 形式）
- オ 上記のデータを記録した記録媒体（CD-R）（正・副）
- カ 報告書の製本（10部）
- キ WEBサイト（DVD等のメディア媒体）
 - ・WEBサイトソース一式（HTML,CSS等）・・・2部
 - ・画面遷移設計書・・・1部
- ク 広告が掲載された新聞紙・・・各1部

○納期

成果物ア～カの納入時期については、次のとおりとする。

- ・ア～ウについて
調査終了後、（概ね2週間以内）
- ・エ、オについて
調査実施終了後、集計分析を開始してから概ね3週間以内の納品を見込んでいるが、詳細な納品時期については、公社と受託者で協議を行い決定する。
- ・カについて
エ、オ納品後、概ね2週間以内の納品を見込んでいるが、詳細な納品時期については公社と受託者で協議を行い決定する。

○納品先

〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町 1-9 秋葉原庁舎 5階 総合支援課

7 応募に係る経費負担

応募に係る経費は全て応募者の負担とする。また、提出書類は返却しない。

8 受託者の責務

- ア 選定された者は、別途公社との間で委託契約を締結する。
- イ 運営体制及び緊急時の連絡体制を整備すること。
- ウ 受託者は、関係法令等を遵守し、準備作業、調査実施・運営管理に伴い生じる義務（安全確保義務を含む。）及び責任はすべて受託者の負担において措置すること。
- エ 常に善良なる管理者の注意を持って業務を遂行し、業務の進捗状況について確認のう

え適宜報告すること。

オ 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

カ 受託者は、個人情報について、別紙個人情報保護に関する特記事項を遵守しなければならないものとする。

9 履行期限

履行期限は平成30年3月30日（金）とする。

10 支払方法

検収後、受託者からの請求に基づき30日以内に指定された口座へ振込みにより支払う。

11 セキュリティポリシー要件

受注者は、本更新業務中に知り得た情報を他に漏らしてはならず、別途「公社情報セキュリティ対策基準」に定める事項を遵守することを求める「同意書」または「秘密保持契約」を提出するものとする。

特に契約に関しては下記の事項について要件を明記した契約を締結するものとする。

- ア 情報セキュリティポリシー及び実施手順等の遵守
- イ 委託先の責任者、委託内容、作業員、作業場所の特定
- ウ 提供されるサービスレベルの保証
- エ 従業員に対する教育の実施
- オ 提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止
- カ 業務上知り得た情報の守秘義務
- キ 再委託に関する制限事項の遵守
- ク 委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等
- ケ 業務委託の定期報告及び緊急時報告義務
- コ 発注者又はシステム管理者による監査、点検、検査がある得ること及びその場合の協力義務
- サ 事故発生時の報告及び対応義務
- シ 遵守事項についての同意書等の提出
- ス 情報セキュリティに関する要件が遵守されず、事故が発生した場合の規定（損害賠償等）
- セ 情報セキュリティ事故発生時の事故内容、事業者名等の公表があり得ること

12 著作権等

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、納入物のうち本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、

- 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 章第 3 節第 2 款に規定する権利（以下「著作権者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) (1) の規定は、受託者の従業員、この仕様書の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作権者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) (1) 及び (2) の規定については、委託者が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、納入物に係る著作権法第 2 章第 3 節第 3 款に規定する権利（以下「著作権」という）を委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者がこの契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を委託者に許諾するものとし、委託者は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、委託者はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (5) (4) は、著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利の譲渡も含む。
- (6) 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- (7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用を持って処理するものとする。

13 契約情報

公益財団法人東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が 250 万円以上の契約案件を以下のとおり公表する。

(1) 公表項目

契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額

(2) 公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年 1 回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表する。なお、公表の趣旨にご賛同いただけない場合は契約締結後 14 日以内に、文書にて同意しない旨申し出ることができる。

14 暴力団等排除に関する特約条項

暴力団等排除に関する特約条項については、別紙2に定めるところによる。

15 その他

本仕様書に定めのない事項に関しては、委託者と受託者により別途協議すること。
応募に係る経費については応募者の負担とし、提出書類は返却致しません。

(担当)

公益財団法人東京都中小企業振興公社

総合支援部総合支援課 二井矢

TEL 03-3251-7881

Email a-niiya@tokyo-kosha.or.jp